

愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立特別支援学校学則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

令和8年3月26日提出

教育長 川 原 馨

説 明

この案を提出するのは、愛知県立天白あいおい特別支援学校及び愛知県立豊田ひまわり特別支援学校の設置に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。



## 愛知県立特別支援学校学則の一部改正の概要

### 1 改正理由

愛知県立天白あいおい特別支援学校及び愛知県立豊田ひまわり特別支援学校を設置するため。

### 2 改正内容

- (1) 別表の愛知県立港特別支援学校の項の次に愛知県立天白あいおい特別支援学校の項を新たに追加する。

① 名称	愛知県立天白あいおい特別支援学校		
② 障害種別	肢体不自由		
③ 部・科	小学部	中学部	高等部
④ 学科			普通科
⑤ 修業年限	6年	3年	3年
⑥ 入学資格			学校教育法第57条に規定する者

- (2) 別表の愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎の項の次に愛知県立豊田ひまわり特別支援学校の項を新たに追加する。

② 名称	愛知県立豊田ひまわり特別支援学校		
② 障害種別	知的障害		
③ 部・科	小学部	中学部	高等部
④ 学科			普通科
⑤ 修業年限	6年	3年	3年
⑥ 入学資格			学校教育法第57条に規定する者

### 3 施行期日

令和9年4月1日

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月 日

愛知県教育委員会教育長 川原 馨

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

愛知県立特別支援学校学則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立港特別支援学校の項の次に次の一項を加える。

愛知県立天白あいおい特別支援学校	由肢体不自	小学部		六年	
		中学部		三年	
		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者

別表愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎の項の次に次の一項を加える。

愛知県立豊田ひまわり特別支援学校	知的障害	小学部		六年	
		中学部		三年	
		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者

附 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

(障害種別等)

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表

第一条 各愛知県立特別支援学校（以下「学校」という。）の教育の対象とする障害種別、部及び科、学科、修業年限並びに入学資格は、別表のとおりとする。

別表（第一条関係）

名称	障害種別	部・科	学科	修業年限	入学資格
愛知県立名古屋盲学校の項から愛知県立港特別支援学校の項まで					略
愛知県立天白 あいおい特別 支援学校	肢体不 自 由	小学部		六年	
		中学部		三年	学校教育法第五十七条 に規定する者
		高等部		三年	学校教育法第五十七条 に規定する者
愛知県立豊橋特別支援学校の項から愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎 の項まで					
	知的障害	小学部		六年	
		中学部		三年	学校教育法第五十七条 に規定する者
		高等部		三年	学校教育法第五十七条 に規定する者
愛知県立豊田 ひまわり特別 支援学校					
		普通科			

別表（第一条関係）

名称	障害種別	部・科	学科	修業年限	入学資格
同上					
同上					
同上					